

が確定した資本性金融商品については、IFRS 2号「株式に基づく報酬」を適用することが奨励されているが、要求はされていない（IFRS 1号D 2項）。したがって、当該免除規定を選択した場合でも、IFRS移行日時点において権利が確定していない株式に基づく報酬取引については、IFRS 2号に基づく原則的な処理が求められることになる。

分析対象39社のうち11社（28%）（前回分析では38社のうち10社（26%））が、当該株式に基づく報酬取引に関する免除規定を選択している旨の開示を行っていた。

IFRS 9号のための比較情報を修正再表示する要求の免除

最初のIFRS報告期間が2019年1月1日前に開始する場合でIFRS 9号（完成版）を適用する場合、本来はすべての比較情報について、過去に遡ってIFRS 9号（完成版）およびIFRS 7号に準拠した比較情報を開示する必要があるが、実務上の負担を考慮し、IFRS 9号の範囲に含まれる項目に関連する比較情報については、IFRS

9号（完成版）とIFRS 7号のどちらにも準拠せず、従前の会計原則を基礎とした比較情報を利用できる（IFRS 1号E 1項、E 2項）。

分析対象39社のうち38社（97%）（前回分析では38社のうち28社（74%））がIFRS 9号（完成版）を適用し、そのうち6社（16%）（前回分析では1社（4%））が、IFRS 9号のための比較情報を修正再表示する要求の免除規定を選択している旨の開示を行っていた。

借入コスト

借入コストは、本来は資産化の開

始日に遡って資産化する必要があるが、借入コストの資産化に必要な情報を遡及的に入手するのにコストがかかることが想定されていることから、移行日からまたはIAS 23号「借入コスト」28項で認められているそれより早い日から適用することを選択できる（IFRS 1号D 23項）。

分析対象39社のうち4社（10%）（前回分析では38社のうち5社（13%））が、当該借入コストに関する免除規定を選択している旨の開示を行っていた。

資産除去債務

資産除去債務に係る免除規定では、IFRS移行日前に発生した廃棄、原状回復およびそれらに類似する負債の特定の変動について、関係する資産の原価に加減することが免除され、IFRS移行日時点で負債を認識しなければならない（IFRS 1号D 21項）。

分析対象39社のうち3社（8%）（前回分析では38社のうち4社（11%））が、当該資産除去債務に関する免除規定を選択している旨の開示を行っていた。

第4章

収益、当期利益等の増加・減少要因は？ 調整表に関する開示状況

【この章のエッセンス】

●日本基準適用企業のIFRS適用による、収益、当期利益、資本、総資産に与える影響を分析した。

●IFRS適用による包括利益計算書への影響として、収益は減少、当期利益は増加する企業が過半数であった。

●IFRS適用による財政状態計算

書への影響として、資本は増加・減少が同程度、総資産は増加する企業が過半数であった。